

## 産前・産後休暇および育児休業期間中の会費支援規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 日本体外循環技術医学会（以下本法人という）の会員に対し、産前・産後休暇および育児休業期間中にある場合に支援制度を設けることにより、子を養育する会員の本法人への継続的な参加の促進を図り、もって会員の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通して、会員の福祉の増進を図り、あわせて本法人の発展に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義を次のように定める。

- (1) 会員とは、本法人の正会員をいう。
- (2) 産前・産後休暇および育児休業期間とは、その会員が所属する施設において、対象期間中であることが証明されている場合をいう。
- (3) 支援とは、産前・産後休暇および育児休業期間中にある会員資格継続のための会員への金銭的な支援を指す。

### (支援)

第3条 金銭的支援としては、1年間以上の産前・産後休暇および育児休業期間中にある会員に対し、1年間分の年会費免除を行うこととする。

2. 年会費免除の申請は、所属施設において産前・産後休暇および育児休業の取得が認められた日から1年以内とし、所定の年会費免除申請書に申請理由と所属長の署名捺印を記載し、本法人事務局へ提出することとする。
3. 事務局に提出された年会費免除申請書は理事会で審査し、理事会の議決を経て理事長が支援を承認する。
4. すでに完納された年会費については、次年度に繰り越すこととする。
5. 産前・産後休暇および育児休業終了後に遡って申請することはできない。

### (休業中の会員権利)

第4条 会員情報は継続し、会員ID、パスワードによるホームページ等へのアクセスは可能とする。

2. 学術大会、JaSECT主催の教育セミナー、勉強会、地方会イベントは正会員価格で参加可能とする。

### (罰則)

第5条 本規定で定める申請過程において虚偽が認められた場合には、施行細則第6章第

25 条および第 26 条に定める懲戒とする。

附則

1. この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

(施行 2023 年 6 月 11 日)

(2023 年 7 月 29 日改正)